

検討の背景

○社会情勢等

人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化・デジタル化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に
学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会や「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要

○読書をめぐる現状・課題

急激に変化する時代に必要とされる資質・能力を育む上で、読解力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠
・図書館数は増加、学校図書館の整備等も進む一方、整備状況には地域格差も。不読率は子供、成人ともに上昇傾向
・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）（令和元年7月）等を踏まえた読書環境整備が必要

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5～R9)

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点も考慮し、
社会全体で子どもの読書活動を推進する必要がある

<基本の方針>

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進

○連携・協力

多様な子どもの読書活動推進に様々な機関、人々の連携・協力が不可欠
学校図書館・図書館間の連携・協力体制の強化は極めて重要

○図書館、学校等における取組の促進等

ICTの急速な発展等の昨今の社会の変化、読書バリアフリー法を踏まえ、
「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、「学校図書館ガイドライン」
等について必要な見直しを検討

学校教育の情報化の推進に関する法律(R元)
デジタル田園都市国家構想総合戦略(R4)

学習指導要領改訂(H29～R元) 主体的・対話的で深い学び
中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(R3)

第4期「教育振興基本計画」(R5～)

<総括的基本方針>

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
日本社会に根差したウェルビーイングの向上

○社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成

図書館等は、社会教育の拠点として自らが果たす役割の明確化、
地域住民の意向を運営に取り入れることによる機能強化が重要。
この際、社会的包摂の観点からの対応が求められる

○教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

図書館等におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実



社会の変化等(デジタル社会、読書バリアフリー等の社会的包摂等)への対応をはじめ、図書館・学校図書館の運営の充実は喫緊の課題

家庭、地域、学校等の連携・協力により、社会全体で読書環境を充実（本会議の視点）

論点(案)

これからの図書館・学校図書館の運営に求められる事項について、以下の論点から検討

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

1. デジタル社会への対応

- ・社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、図書館・学校図書館の意義を高める効果的なデジタル活用の在り方、必要な資料（種類等）やサービス、施設・設備の在り方、これらに対応するために求められる司書教諭、学校司書、司書等の人材の在り方（役割や専門性等）

2. 多様な人々のための読書環境の整備

- ・読書バリアフリーへの対応に向けて求められる事項（読書バリアフリー法等を踏まえた対応）
 - －図書館・学校図書館の利用に係る体制の整備（アクセシブルな書籍や円滑な利用のための支援の充実等（サービス、設備等））、人材
- ・社会的包摂の視点から、障害者、外国人、高齢者等、多様な人々の読書環境の充実に向けて求められる事項

3. これからの子供の学びを支える読書環境の充実

- ・学習指導要領に基づく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実、主体的・対話的で深い学びの実現
- ・不読率の低減や子供主体の読書の取組の推進を図るために、図書館・学校図書館に求められる資料、サービス、施設・設備、人材の在り方

II. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

1. 関係機関等との連携・協働の促進等

- ・地域コミュニティへの寄与のため、図書館・学校図書館に求められる役割、これらに対応した資料、サービス、施設・設備、人材
- ・地域の多様な関係機関等の連携・協働（学習資源・人的資源の共有の促進等）による読書環境の充実に向けて求められる事項（図書館と関係機関等との連携上の課題とされている事項（過度な複本や新刊貸出時期、地元書店からの書籍購入、装備費負担等）に係る現状分析を含む）

2. 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成等

- ・I～II-1の検討を踏まえ、必要となる組織体制、館長（校長）、司書教諭、学校司書、司書に求められる資質向上（研修等）の在り方
- ・司書教諭、学校司書、司書の配置充実に向けた課題等（処遇の在り方等）
- ・読書推進人材（絵本専門士、認定絵本土、朗読指導者、読書アドバイザー）の活用

3. その他

- ・上記を踏まえ図書館・学校図書館の評価に求められる内容等、その他留意すべき事項（著作権法改正、学校施設整備指針改訂（R4）対応等）

第5回の論点に関する現状・基本的方向性

II. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

1. 関係機関等との連携・協働の促進等

現状 図書館・学校図書館ともに関係機関等との連携実績がありながらも、連携内容の拡大が課題

図書館

(出典: 文部科学省令和3年度社会教育統計)

○図書館が企画・実施した読書会・研究会等のうち、民間社会教育事業者との連携・協力の状況(令和2年度間、n=3,377)

営利社会教育事業者: 89館(2.6%)、340件 非営利社会教育事業者: 313館(9.3%)、1,554件

○図書館が企画・実施した読書会・研究会等のうち、共催相手(令和2年度間、n=3,377)

共催事業を実施した図書館数: 1,201館(35.6%)

(内訳)他の図書館: 225館(6.7%) 図書館以外の社会教育施設: 387館(11.5%) 学校(大学): 102館(3.0%)

学校(大学以外): 205館(6.1%) 教育委員会: 348館(10.3%) 知事部局・市町村長部局: 445館(13.2%) その他: 544館(16.1%)

学校図書館

(出典: 令和2年度学校図書館の現状に関する調査)

○公共図書館と連携している学校数

合計: 25,251校(73.7%) (内訳) 小学校: 16,207校(86.0%) 中学校: 5,965校(65.4%) 高等学校: 1,871校(54.5%)

○公共図書館と連携している学校のうち、公共図書館資料の学校への貸出を行っている学校数

合計: 23,524校(93.2%) (内訳) 小学校: 15,492校(95.6%) 中学校: 5,292校(88.7%) 高等学校: 1,716校(91.7%)

○公共図書館と連携している学校のうち、公共図書館と定期的な連絡会を実施している学校数

合計: 6,116校(24.2%) (内訳) 小学校: 3,837校(23.7%) 中学校: 1,826校(30.6%) 高等学校: 309校(16.5%)

○公共図書館と連携している学校のうち、公共図書館司書等による学校へ訪問がある学校数

合計: 6,090校(24.1%) (内訳) 小学校: 4,288校(26.5%) 中学校: 1,281校(21.5%) 高等学校: 229校(12.2%)

第5回の論点に関する現状・基本的方向性

Ⅱ. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

1. 関係機関等との連携・協働の促進等

関係機関等との連携・協働の促進に係る基本的方向性

図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

第一 総則 四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

学校図書館ガイドライン(平成28年11月29日文部科学省初等中等教育局長通知)

(2) 学校図書館の運営

- 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月)

第4章 子どもの読書活動の推進方策

I 共通事項 1 連携・協力

家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等に加え、公民館、児童館、国立国会図書館、大学図書館等が、機関の特質を生かし、効果的に連携・協力する。また、図書館等が、地域の書店、出版社、民間団体等との連携に努め、地域に根ざした子どものための読書環境醸成に取り組むことも考えられる。

第5回の論点に関する現状・基本的方向性

II. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

1. 関係機関等との連携・協働の促進等

関係機関等との連携・協働の促進に係るその他の方向性

「書店活性化プラン」(経済産業省ほか※、令和7年6月10日策定)

II. 地域における書店と図書館・自治体との連携の在り方

地域に根ざした読書環境醸成のためには、書店と図書館の連携が図られることが重要である。読書環境を整備することにより、将来の読者を育むことが書店振興にも繋がるものである。

文部科学省が令和6年6月に取りまとめた「図書館・書店等連携実践事例集」のように、各地域それぞれの取組として連携事例は生まれてきているものの、「関係者から指摘された書店活性化のための課題」でも挙げたように、図書館の複本購入、新刊貸出による書店の売上への影響、納入の在り方等については、未だ連携が不足しているとの指摘もあり、こうした取組が全国的に広がることが期待される。

■具体的な施策

II-① 読書環境整備に向けた関係機関による連携協働モデルの構築・普及

- ・自治体・教育委員会、図書館や学校図書館、書店、NPO等の関係機関が参画する「協議会」を設置し、読書環境の整備・改善に向けた連携協働モデルの構築・普及を行い、読者へのアクセスの確保、読書を通じた地域の活性化、読書を支える人材の育成を図る。【文部科学省】

II-② 書店と図書館における連携の推進

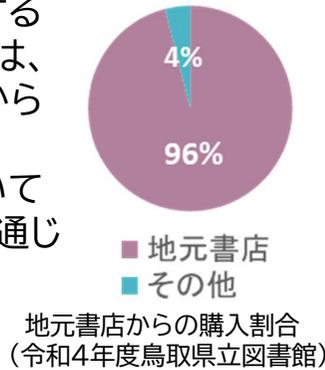
- ・図書館における複本購入等や新刊貸出の状況、地域の書店からの図書の購入及び装備費の扱い等について、令和7年度に実態調査を行う。また、文部科学省の有識者会議において、図書館と書店等関係機関が連携していくうえでの課題を含め、図書館・学校図書館の運営の充実について検討を行う。【文部科学省】

※経済産業省、中小企業庁、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、公正取引委員会、文部科学省、文化庁、国土交通省

地元書店からの購入

鳥取県立図書館(鳥取県)

図書館で購入する
図書・雑誌などは、
原則地元書店から
購入している
電子書籍について
も、地元書店を通じ
て契約している



塩竈市民図書館(宮城県)
山形市立図書館(山形県)
白河市立図書館(福島県)
宇佐市民図書館(大分県) 等

地元古書店と連携した取組

千代田区立千代田図書館(東京都)

地元の古書店連盟と図書館が連携した展示を年に
数回実施
テーマごとに古書店をセレクトし、店舗の特徴や古
書を図書館内で展示・紹介することで、図書館の来
館者に古書店街や古書の魅力を伝える

書店での図書館資料の 受け取りや返却

町田市立図書館(東京都)

インターネットやリクエスト用紙で予約した市立図書
館の書籍を書店で受け取り・返却ができるサービ
スを実施
書店への訪問機会が増加し、児童書等の売り上げが
前年同月比1~2割増となった

図書装備の工夫

幕別町図書館(北海道) 瀬戸市立図書館(愛知県)

地元書店から購入した図書の装備を
福祉事業所において実施



図書館での
レクチャーの
様子(幕別町)

市立留萌図書館(北海道)

地元書店から購入した図書の装備を
書店を応援する地域のボランティア
が実施

書店と連携した読書活動

島根県立図書館(島根県)

●学校司書研修とブックフェアの同時開催
図書館が実施する学校司書研修にあわせ
て、書店が主催するブックフェアを開催
研修の日程に合わせて開催することで、一
定の参加者が見込め、図書の販売につなげ
ていく

豊田市中心図書館(愛知県)

●書店での読み聞かせ活動
書店で開催されている読み聞かせで図書館
の本を活用
図書館と書店が資料や人を交えて連携する
ことで、それぞれの利用者が行き来する流れ
ができた

鹿児島市立天文館図書館(鹿児島県)

●スタンプラリーの実施
図書館周辺にある古書店と文学館
と連携してスタンプラリーを実施

図書館・学校図書館と地域の連携協働による 読書のまちづくり推進事業

令和6年度補正予算額

0.5億円



現状・課題

- 読書活動は言葉を学び、感性、表現力、創造力等を培う上で欠かせないものであり、全ての学習の基盤である言語能力を育む。
 - －読書を肯定的にとらえる生徒や本を読む頻度が高い生徒の方が、読解力の得点が高い ※1
 - －子どもの頃の読書量が多い人は意識・非認知能力等（自己肯定感、コミュニケーション力等を含む）が高い傾向 ※2
 - 我が国の読書活動を取り巻く環境は厳しい状況にあり、**全国約4分の1（27%）の町村には図書館も書店もない** ※3
 - 不読率は高い水準で推移**。高校生の約2人に1人（44%）は1か月に1冊も本を読まない（R5） ※4
 - 成人の読書離れが過去最も深刻化**。「本を読まない」人の割合は6割へ急増（R5、H30より15%増） ※5
- 読書をする人は書店や図書館で実際に手に取って選ぶ傾向も。身近で読書に触れる場や機会が必要
- ⇒**地域に根差した子供の読書環境の醸成が急務**
取組を広げるためには、**読書環境醸成のノウハウの分析とモデル化、全国的共有が必要**
- ⇒**図書館・学校図書館を中核とした地方創生の実現**
図書館が**地域の課題解決支援サービスの提供、交流拠点や賑わいの中心として地域活性化に資する**

【国の計画等】

- ・**第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（R5.3.28閣議決定）**
図書館等が、地域の書店、出版社、民間団体等との連携に努め、地域に根差した子どものための読書環境醸成に取り組む
- ・**骨太の方針2024（令和6年6月21日閣議決定）**
書籍を含む文字・活字文化の振興（書店と図書館等との連携促進及び読書バリアフリーの推進を含む。）や書店の活性化を図る

事業内容

骨太の方針2024等を踏まえ、図書館と学校図書館、書店を含む地域の様々な関係機関の連携協働による読書活動を促進し、地方創生に資する読書を通じたまちづくりのモデル事業を実施するとともに、連携促進に向けた課題に係る実態調査等を行う。また、公立図書館等を対象に、障害者サービスにかかる体制整備や視覚障害者等の利用しやすい書籍に関する調査研究等を実施する。 <委託事業：自治体等>

1 読書のまちづくり推進事業（R6～）

自治体・教育委員会、図書館や学校図書館、書店、NPO等の関係機関が参画する「協議会」を設置し、読書環境の整備・改善に向けた連携協働モデルの構築・普及により、誰も取り残すことのない読書環境整備や多様な分野における地域価値が創造され、地方創生に資する。（6箇所 × 6百万円）

<事業展開のイメージ>

協議会の設置



2 図書館・関係機関等の連携促進に向けた調査研究（R6～）

図書館と様々な関係団体とが連携を図る上で課題とされる事項について現状を把握するため、全国の実態調査を実施し、分析等を行う。また、障害者サービスに係る体制等に関する調査を実施する。（連携課題：6百万円、障害者サービス：9百万円）

（出典）※1 OECD、PISA2018 ※2 子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究（令和3年3月 独立行政法人国立青少年教育振興機構）
※3 日本図書館協会調べ（JPO等データ参照） ※4 第66回学校読書調査（全国学校図書館協議会） ※5 令和5年国語に関する世論調査（文化庁）

（担当：総合教育政策局地域学習推進課、男女共同参画共生社会学習・安全課）

第5回の論点と検討の視点（案）

Ⅱ. 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応

1. 関係機関等との連携・協働の促進等

論点と検討の視点（案）

1 地域コミュニティへの寄与のために求められる役割・必要性

【共通事項】

- ・ 高度化、多様化する利用者及び住民の要望への対応に応えるために、図書館・学校図書館はどのような役割を担うか

【図書館】

- ・ 都道府県立図書館に対して特に期待される役割／市町村立図書館が担う役割
- ・ 事故や災害等の非常事態を含めて、地域や関係機関と連携して対応するために求められる役割、連携により期待される効果

【学校図書館】

- ・ 児童生徒及び教員の利用に供しながら、地域社会と連携する必要性や意義

2 図書館資料・サービス、施設・設備の在り方

【図書館】

- ・ 利用者の要望や社会の要請、地域の実情に留意しつつ資料を収集・提供するためにどのような収集方針とすべきか（紙・電子）
- ・ 地域や関係機関との連携に向けてどのような蔵書構成、サービス展開が必要か
- ・ 多様な地域住民のニーズに対応するために求められる環境の整備

3 司書・司書教諭・学校司書等の人材の在り方

【共通事項】

- ・ 利用者の要望や社会の要請に応えるため、司書・司書教諭・学校司書等に求められる役割
- ・ 読書環境の充実に向けて、地域や関係機関との連携・協働のために司書・司書教諭・学校司書等に必要な専門性や資格
- ・ 読書環境の充実に向けて、地域や関係機関との連携・協働のために司書・司書教諭・学校司書等に必要な研修等